

東員町 指定給水装置工事事業者制度

1 東員町で給水装置工事を営むためには

1. 1 指定給水装置工事事業者とは？

1. 2 新規の申請について

- (1) 指定の申請
- (2) 申請する事項
- (3) 指定の基準
- (4) 指定を受けるための手続き
- (5) 指定までのながれ
- (6) 申請書の記入に係る諸注意

2 主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出について

2. 1 主任技術者の選任又は解任の届出について

- (1) 主任技術者の選任又は解任の手続き
- (2) 届出を要する事項及び届出の期限
- (3) その他留意事項

2. 2 指定事項の変更の届出について

- (1) 指定事項の変更の届出
- (2) 届出を要する事項及び届出期限
- (3) 届出の記入に係る諸注意

3 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出について

- (1) 廃止、休止、再開の届出手続き
- (2) 廃止、休止、再開の届出事項及び届出期限
- (3) 届出に際しての諸注意

4 指定給水装置工事事業者の更新の届出について

4. 1 指定給水装置工事事業者制度の更新制について

4. 2 更新の手続きについて

- (1) 有効期間について
- (2) 更新の要件
- (3) 更新を受けるための手続き
- (4) 更新時確認事項
- (5) 更新手数料
- (6) 変更があった場合
- (7) 指定の失効

5 指定の取消しについて

- (1) 指定の取消し
- (2) 指定を取り消された場合は

6 提出書類の様式について

- (1) 申請書類のダウンロード
- (2) 申請別必要書類
- (3) 記入例

指定給水装置工事事業者制度

1 東員町で給水装置工事を営むためには

1. 1 指定給水装置工事事業者とは？（水道法第 16 条の 2）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施工することができるかと認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施工しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあつては、その基準（水道法第 25 条の 3）に適合している場合は指定を受けることができます。

1. 2 新規の申請について

（1）指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 指定の新規申請については随時受付けています。

受付場所 東員町役場 上下水道課

受付時間 8：15～17：00（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

指定年月日 毎月 1 日。前月の 20 日（20 日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出して頂ければ、次の指定日に指定するようにしています。

指定証の交付 毎月 1 日以降。

（2）申請する事項（水道法第 25 条の 2、東員町指定給水装置工事事業者規程第 4 条）

① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）法人にあつては、その代表者の氏名。

② 当該給水区域内での給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地。（本店のみの場合は本店）

③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号。

④ 給水装置工事をを行うための機械器具の名称、性能及び数。（水道法施行規則第 20 条及び東員町指定給水装置工事事業者規程第 5 条第 1 項第 2 号）

⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている事業の範囲をすべて記入します。）

（3）指定の基準（水道法第 25 条の 3、東員町指定給水装置工事事業者規程第 5 条）

① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

② 厚生労働省令で定める（水道法施行規則第 20 条）機械器具を有する者であること。

イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- ニ 水道法第 25 条の 11、(東員町指定給水装置工事事業者規程第 8 条)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

(4) 指定を受けるための手続き (水道法第 25 条の 2、水道法施行規則第 18 条から 22 条 東員町指定給水装置工事事業者規程第 4 条)

【申請に必要なもの】

申請時に持参する書類		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第 1)		○	○	表面「申請者」は登記事項証明書(又は住民票)の住所、裏面は事業所の住所を記入
「機械器具調書」 (別表)		○	○	
「誓約書」 (様式第 2)		○	○	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第 3)		○	○	指定を受けた日から 2 週間以内に届出をします。
指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認書 (東員町指定・更新様式第 1 号)		○	○	
添付書類	「登記事項証明書」	○		発行から 3 か月以内のもの
	「定款」の写し	○		余白に原本証明と代表者氏名・代表者印が必要
	「住民票」		○	発行から 3 か月以内のもの
	「給水装置工事主任技術者」免状の写し、又は「給水装置工事主任技術者証」の写し	○	○	指定を受けた日から 2 週間以内に届出をします。

申請書類に必要な事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請をしてください。

申請書類は各水道事業体ホームページからダウンロードするか、東員町上下水道課の窓口にて配布しています。

なお、申請書類の様式、添付するものは全国一律ですが、法で定めてあるもの以外で指定を受けようとする水道事業者が提出をお願いしているものがある場合、それぞれの水道事業者を確認のうえ、提出をお願いします。

(5) 指定までのながれ

- 申請書の提出 ⇒ 水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
- 審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
- 手数料の納付 ⇒ 指定給水装置工事事業者手数料を納入します。
1 件につき 13,000 円
(東員町給水条例第 30 条第 2 項第 3 号ア)
- 指定 ⇒ 手数料を納入し、指定要件を満たしていれば、指定されます。
- 指定証の交付 ⇒ 指定証を受けとります。
- 公告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。(法第 25 条の 3)
- 主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から 2 週間以内に選任の届出をします。

(6) 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

① 日付は申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

イ 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

ロ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ハ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

ニ 「印」には、代表者印を押印します。

【個人の場合】

イ 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

ロ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ハ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

ニ 「印」には、個人印を押印します。

③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

イ 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第 329 条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役など、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

ロ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

イ 当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。

ロ 「当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項
事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、指定を受ける水道事業者と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記入します。

② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった 4 種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず 4 種の範囲で記入します。それ以外の

ものを記入することは避けてください。

《誓約書》

- ① 誓約する日付も申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入し押印についても同様とします。
「誓約書」は、法人にあっては役員全員が第 25 条の 3 に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

《指定時確認書》

- ① 東員町ホームページ等への掲載事項となるため正確に記入してください。
- ② 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。
- ③ 公表不可の場合でも、**事業所の名称・所在地・指定番号は公表必須項目**といたします。
- ④ ホームページで**電話番号**の公開を望まない場合は、その旨をその他にご記入ください。
- ⑤ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。

2 主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出について

2. 1 主任技術者の選任又は解任の届出について（水道法第 25 条の 4、水道法施行規則第 21 条・第 22 条）

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を届出なければなりません。この届出は、指定工事事業者の指定を受けた日から 2 週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に届出を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。（水道法 25 条の 4）※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

（1）主任技術者の選任又は解任の手続き（水道法施行規則第 22 条、東員町指定給水装置工事事業者規程第 12 条）

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任解任届出書（様式第 3）

●提出する書類（添付書類）

選任時のみ、主任技術者免状の写し（交付番号等確認のため）

（2）届出を要する事項及び届出の期限

- ① 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から 2 週間以内
- ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該理由が発生した日から 2 週間以内
- ③ 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- ④ 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

（3）その他留意事項

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

その際、指定を受ける水道事業者と十分協議のうえ、選任してください。
 また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

2. 2 指定事項の変更の届出について（水道法第 25 条の 7、水道法施行規則第 34 条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者へ届出なければならない」と定めています。

(1) 指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事業業者指定事項変更届出書（様式第 1 0）

●提出する書類（添付書類）

- ① 氏名又は名称の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款及び登記事項証明書
- ② 法人にあつては、代表者の氏名及び役員の名の変更の場合には、登記事項証明書、及び誓約書（様式第 2）

(2) 届出を要する事項及び届出期限

	届出項目	個人	法人	届出期限
イ	氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織等変更の場合を含む)	○	○	当該変更の あつた日から 30日以内
ロ	住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	○	○	
ハ	事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	○	○	
ニ	代表者氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)		○	
ホ	役員の名		○	
ヘ	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	○	○	

(3) 届出の記入に係る諸注意

- ① 日付は届出を提出する日を記入してください。
- ② 「変更に係る事項」は、表のイ～へとなります。
- ③ 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- ④ 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- ⑤ 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- ⑥ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

3 指定給水装置工事業業者の廃止、休止、再開の届出について

廃止・休止・再開における届出について（水道法第 25 条の 7、水道法施行規則第 35 条）

指定工事業業者は、「給水装置工事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者へ届け出なければならない。」と定めています。

(1) 廃止、休止、再開の届出手続き（水道法施行規則第 35 条、東員町指定給水装置工事業業者

規程第 7 条第 3 項)

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 1 1）

*廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証は指定を受けている水道事業者へ返納します。

(2) 廃止、休止、再開の届出事項及び届出期限

- ① 廃止の届出（事業を廃止したとき）⇒ 事業を廃止した日から 30 日以内に届出します。（指定工事事業者証を返納してください。）
- ② 休止の届出（事業を休止したとき）⇒ 事業を休止した日から 30 日以内に届出します。（指定工事事業者証を返納してください。）
- ③ 再開の届出（事業を再開したとき）⇒ 事業を再開した日から 10 日以内に届出します。（預けた指定工事事業者証を返してもらってください。）

(3) 届出に際しての諸注意

廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事事業者の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。

4 指定給水装置工事事業者の更新の届出について

4. 1 指定給水装置工事事業者制度の更新制について

水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間は 5 年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います。（水道法第 25 条の 3 の 2）

4. 2 更新の手続きについて

(1) 有効期間について

令和元年 9 月 30 日までに指定を受けている工事事業者は初回更新までの有効期間が下表のとおりとなります。（水道法附則第 3 条及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第 4 条）

※ 初回の更新手続きについては、東員町上下水道課より事前に郵送にて通知します。

東員町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間（期限）
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間

令和元年 10 月 1 日以降、新規指定を受けた給水装置工事事業者の有効期間については、指定日から 5 年となります。

(2) 更新の要件

水道法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 を準用し、指定の申請・基準と同様の要件となります。（1. 2 新規の申請について（2）申請する事項 及び（3）指定の基準 参照）

(3) 更新を受けるための手続き

申請時に持参する書類		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)		○	○	表面「申請者」は登記事項証明書(又は住民票)の住所、裏面は事業所の住所を記入
「機械器具調書」 (別表)		○	○	
「誓約書」 (様式第2)		○	○	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)		○	○	指定を受けた日から2週間以内に届出をします。
指定給水装置工事事業者 更新時確認書 (東員町指定・更新様式第1号) ※		○	○	指定制度等の適正な運用について4項目を確認いたします。
添 付 書 類	「登記事項証明書」	○		発行から3か月以内のもの
	「定款」の写し	○		余白に原本証明と代表者氏名・代表者印が必要
	「住民票」		○	発行から3か月以内のもの
	「給水装置工事主任技術者」免状の写し、又は「給水装置工事主任技術者証」の写し	○	○	指定を受けた日から2週間以内に届出をします。

※指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認書(東員町様式第1号)以外は、水道法第25条の2を準用、(1. 2 新規の申請について(4) 指定を受けるための手続き 参照)

(4) 更新時確認事項

指定更新の申請時、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条で定めた運営基準に従って、適正に事業を運営できているかを確認いたします。

また、水道法第24条の2、及び水道法施行規則第17条の2(情報提供)に従い、更新時に確認した情報をホームページ等へ掲載するなど、水道利用者が指定給水装置工事事業者を選択しやすくするために活用します。

なお、指定給水装置工事事業者が、これらの情報の公表を許可しない場合、その情報は非公表といたします。

【確認する内容】(水道法第24条の2、水道法第25条の8※水道法施行規則第17条の2、水道法施行規則第36条)

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
(当町では、給水工事に必要な情報の取得、技術力の維持・向上を図ることを目的に、毎年講習会を開催しており、参加状況を確認します。)
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
(水道利用者に対し参考となる情報を提供します)
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
(e-ラーニングや現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたものの写しを添付)
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
(経験を問うものです。雇用関係又は下請け等も含み、資格を保有している場合は証明書類の写しを添付)

(5) 更新手数料(東員町給水条例第30条第2項第3号イ)

更新手続きには 手数料が必要です。9,000円

(6) 変更があった場合

「住所・電話番号・商号・代表者名・役員名等」の変更があった場合は、水道法第 25 条の 7 及び水道法施行規則第 34 条の規定により、事由発生から 30 日以内に水道事業者へ届け出なければならぬこととなっています。「2. 2 指定事項の変更の届出について」に基づき、変更届出書を提出してください。有効期間満了に伴う更新申請の際に変更事由が明らかになった場合には、更新申請に先立ち変更を行う必要があります。

(7) 指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

再度、指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。

また、指定の有効期間は休止中も含むため（違反行為による業務自粛期間も同様）、休止及び自粛中により申請を失念し期間を超過した場合も同様の取扱いとなります。なお、指定取消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

5 指定の取消しについて

(1) 指定の取消し

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。（水道法第 25 条の 11）

（指定の基準について） 水道法第 25 条の 11 第 1 項

- ①給水装置工事主任技術者として選任される者をおいていないとき
- ②定められた機械・器具を有しないとき
- ③指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
 - イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

（給水装置工事主任技術者について） 水道法第 25 条の 11 第 2 項

- ④事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ⑤選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

（変更等の届出について） 水道法第 25 条の 11 第 3 項

- ⑥指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき
- ⑦変更等について虚偽の届出をしたとき

（事業の運営について） 第 25 条の 11 第 4 項

- ⑧水道法第 25 条の 8、施行規則第 36 条に定める「給水装置工事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき

（検査の立会いについて） 第 25 条の 11 第 5 項

- ⑨水道事業者が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事業を施工した給水装置工事事業者に対し、施工した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

(報告又は資料の提出について) 第25条の11第6項

⑩水道事業者が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施工した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(その他) 第25条の11第7、8項

⑪指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき

⑫不正の手段により指定を受けたとき

(2) 指定を取り消された場合は

指定を取り消された場合は、2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。

指定を取り消された場合は、ただちに指定証を返還していただきます。

6 提出書類の様式について

- (1) 《様式をダウンロード》
- (2) 《申請別必要書類》
- (3) 《記入例》

[問合せ・申請先]

東員町役場上下水道課 工務係

〒511-0295

三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

TEL 0594 (86) 2812

FAX 0594 (86) 2852